

平成 29 年度第 4 回学校給食共同調理場運営委員会会議録（概要版）

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 7 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
2. 開催場所 白井市保健福祉センター 2 階 研修室
3. 出席者 委員 鳥海委員長、青龍副委員長、倉敷委員、黒島委員、加藤委員、大西委員
久保委員、小泉委員、榊原委員、牛島委員、大村委員
事務局 井上教育長、岡本課長、中島所長、板橋、宇田川、金井
欠席者 岡田委員、佐藤委員、小野委員
4. 傍聴者 なし
5. 報告事項
 - ①平成 30 年度学校給食実施予定について
 - ②学校給食共同調理場建替事業の進捗状況について
8. 議題
 - ①平成 30 年度学校給食共同調理場の運営方針について
 - ②白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について
9. 配布資料
報告事項
 - ① 平成 30 年度給食実施予定
 - ② 学校給食共同調理場建替事業の進捗状況について
白井市学校給食共同調理場建替事業のスケジュール（別紙）
議題
 - ① 平成 30 年度学校給食共同調理場の運営方針について
 - ② 白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について
白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針（案）
白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針及び（仮称）学校給食アレルギー対応の手引きの策定スケジュール
学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）参考
10. 議事 以下のとおり

事務局

ただいまより平成29年度第4回白井市学校給食共同調理場運営委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、白井市学校給食共同調理場管理規則第3条にありますように、委員長の招集により開催させていただきます。また委員の皆様のご出席となっておりますので、会議が成立しましたことをご報告いたします。

はじめに、白井市教育委員会、井上教育長よりあいさつ申し上げます。

教育長

改めまして、皆さんこんにちは。また本日は本当にお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。既に2月になっておりますけれども、本年もどうぞよろしくお願いたします。

学校給食につきましては、本年度もこれまでのところ大きな事故もなく提供を続けております。これもひとえに皆様方のご指導、ご協力のおかげと感謝申し上げます。

	<p>市では、平成30年度の予算編成が今大詰めを迎えているところでございます。今後は予算案を16日から始まる市議会へ提案していくということになっております。また、新たな給食センターにつきましては、1月の下旬から用地の造成などの準備が始まっており、23日に起工式を迎えることになっております。</p> <p>学校給食における食物アレルギー対応につきましては、本委員会においても11月に八千代市のセンターへ視察を行っているところでございます。</p> <p>本市では既に桜台小学校において、一部アレルギー除去食に取り組んでいますが、新センターにおきましても、アレルギー除去食の提供を開始する予定です。</p> <p>詳細につきましては、後ほど担当から説明がありますが、給食の提供にあたっては、児童生徒の安全を最優先にしていきたいと考えております。</p> <p>各委員の皆様方にはそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただきたく、本日開催をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。井上教育長におかれましては、この後ほかの公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>本日の会議ですが、所用により佐藤委員、岡田委員、小野委員から欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。また加藤委員、牛島委員はこの後、3時前にはほかの会議もあることから途中で退席させていただくこととなりますのでご了承願います。</p> <p>これより議事に入りたいと思います。本日の会議ですが、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とさせていただきます。本日の傍聴人は今のところありません。また会議の内容ですが、録音させていただき委員のお名前等を伏せて、後日公開させていただくこととなりますので、あらかじめご了解いただきたくします。</p> <p>それでは、ここからは学校給食共同調理場管理規則第3条の規定により、委員長が議事の進行を務めることとなっておりますので、鳥海委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、学校給食共同調理場管理規則の規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>早速ですが、報告事項（1）平成30年度学校給食実施予定について、事務局から説明をお願いするところですが、こちらにつきましては、後ほど議題（1）平成30年度学校給食共同調理場の運営方針についての中であわせて説明させていただきます。</p> <p>それでは、報告事項（2）学校給食共同調理場建替事業の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>私のほうから進捗状況を説明させていただきます。</p> <p>学校給食共同調理場の建替事業の進捗状況につきましては、昨年6月22日の本運営委員会において説明をしておりますので、事業概要と6月22日までの進捗状況については、省略をさせていただきます。</p> <p>6月22日以降の主な経緯としましては、まず基本設計、建物を建てる前に基本設計というのがあるのですけれども、その基本設計が7月末に提出されまして、市ではそ</p>

の内容をチェックしたところ、市が求める要求水準等を満たしていることから、8月14日に提出された基本設計書を承認しております。8月21日には白井市まちづくり条例に準じた手続を開始し、9月5日には同条例に準じて近隣住民説明会を実施しております。なお、この説明会の参加者は残念ながらありませんでした。12月4日には白井市まちづくり条例に準じて、施設整備に関し配慮すべき事項などをまとめた協定書を締結し、現在は、建築確認などの手続を行っているところです。

平成30年1月15日には、工事着工前に近隣住民の方々に施設整備工事について説明会を実施いたしました。この際には1名の方が参加されましたが、特に意見、要望等はありませんでした。

資料では、1月の23日から用地の造成及び擁壁工事等開始とありますが、この日は雪だったものですから、実際には1月25日から始まっております。

現在の状況ですが、仮設事務所を設置する工事を行っています。また、工事に必要な井戸などが掘られているとともに、千葉ニュータウン北環状線に沿って設置する擁壁工事を行うための掘削工事などを行っています。

次に、別紙の3ページのスケジュールをご覧いただきたいと思います。

グレーにしてあるところがこれまでの進捗状況です。ほぼスケジュールどおりに進捗しております。今後は2月23日に本事業者の受託者である株式会社白井学校給食サービスによる起工式が行われます。市にも案内状が届いております。また、本委員会からは鳥海委員長に出席していただく予定になっております。また、加藤委員にもPTA代表として出席していただくことになっております。

実施設計につきましては、現在、最後の詰めを行っているところで、3月中には実施設計書が提出される予定です。実施設計書が提出されましたら、まず市のほうで要求水準書等が満たされているかを確認いたします。工事につきましては、それと並行して敷地の造成や擁壁工事を行ない、建築確認が終わり次第、施設本体の工事が始まる予定となっております。

施設整備につきましては、今のところ予定どおり進捗しておりますので、平成31年1月末に引き渡し、その後2カ月の開業準備や試食会などを行いまして、平成31年4月に給食開始できるものと見込んでおります。

当委員会に対しましては、委員会開催時に適時、進捗情報を報告していきたいと考えております。また、この後、議題になっておりますが、アレルギー対応についても委員会のほうでもいろいろとご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

簡単ですけれども、以上になります。よろしくお願ひします。

委員長

ただいま説明がありました学校給食共同調理場の進捗状況について、何かご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。挙手にてお願ひいたします。

ごさいませんようですので、次に進めさせていただきます。

次に、議題（1）平成30年度学校給食共同調理場の運営方針について、事務局から説明をお願ひいたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。平成30年度の給食実施予定となっております。一番上の欄4月、5月、6月と、横に月がありまして、縦の欄が日にちになっております。4月ですと、5日に始業式を迎えまして、6日が中学の入学式、10日が小学校の入学式、その翌日4月11日から、この1という印が入っているものが給食提供日となっております。8月は学校のほうがお休みですので、給食のほうも提供がありません。

4月、1学期は、4月11日から7月18日までの66日間の提供になります。2学期は9月の4日から12月20日までの76回。3学期は、年が明けて1月8日から3月の19日までの49日間、合計で189日ということで、これまで同様の給食提供日数となっております。

実施予定は以上でございまして、資料4ページ、平成30年度学校給食共同調理場の運営方針についてご説明いたします。

まず取り組み方針といたしましては、学校給食の基本は安全・安心でおいしいことです。学校給食共同調理場では、衛生・安全管理の徹底や栄養管理の充実に努め、安全でおいしい給食の提供に積極的に取り組んでおります。

重点事項としましては、1点目の衛生管理の徹底。平成30年度はパンの個別包装を実施していきます。それとともに、冬季はノロウィルス検査を実施する予定です。こちらは新たに実施していく衛生管理になります。

2番目の地産地消の推進。こちらは使用量の増を検討予定としております。昨年、白井の野菜関係だけで700万円程度を見込んでおりました。来年度は若干増えるような方法で、今、作付面積の検討など農協と一緒に進めているところでございます。

3点目の食育の推進。こちらは前年と同様、全ての小中学校12校の全クラスに年間を通して訪問させていただく予定でおります。

4番目の調理事故等の防止ですが、夏、春の定期点検の継続した実施と始業点検、これは給食実施日、毎日点検を行って事故を未然に防ぐことを進めさせていただきます。

次に学校給食の概要でございますが、30年度の予算については、これから議会で審議していただくことになっておりますが、予定といたしますか、こちらで計上させているものを記載してございます。

歳入のほうは事業収入、これは学校からの給食費の徴収による収入です。繰入金、繰越金、諸収入ということで、合計5億5,923万5,000円の歳入を見込んでおります。

右側は歳出で、総務費4,539万9,000円でございます。事業費のほうは5億1,083万6,000円、予備費は300万円、合計で5億5,923万5,000円になります。括弧書きで書いてあるものは、昨年度の当初予算でございます。子供たちの人数が若干減るだろうということが見込まれておりまして、歳入、歳出ともに昨年度より0.3%位少ない状況になります。

続いて、5ページをお開き願います。

給食提供数及び給食費、平成30年度の合計でございますが、先ほどの表でご覧いただいたとおり、年間の給食日数は小学校、中学校ともに189回。給食数は1日当たり

のおよその給食数、見込み数ですね、小学校が4,130食、中学校が1,920食、合わせて平均して6,050食で進めてまいりたいと思います。

給食費の月額につきましては、小学校4,500円、中学校5,300円で、昨年同様です。年額、小学校4万9,500円、中学校は5万8,300円に変更ありません。1食あたりは、小学校は260円、中学校は310円となります。

次に3、給食費の徴収状況でございますが、平成29年度、まだ年度途中でございますが、昨年の12月末現在の徴収状況表で表してございます。上段が現年分、下段が過年分、収入未済額は8,626万2,740円、未納人数は292人、徴収率は72.39%。年度末には99.2%近くの徴収率になろうかと思っております。

それに対する徴収対策といたしましては、口座振替の推進、生活保護、準要保護、教育実習生以外は原則として口座振替を推進して徴収率を上げていきたいと考えています。2番目の電話催告や訪問徴収の実施。毎月各学校を通じて「未納のお知らせ」を配布し、また30年度も引き続き休日訪問を実施し、少額未納者に対して早期対応できるように取り組むこととしたいと考えております。

3点目の児童手当からの納付の依頼。児童手当から給食費の支払いへ充てることのできる範囲を拡大させていただいております。保護者からの申し出により最大6年間児童手当からの徴収を予定しています。現年度分の未納や兄弟の児童手当支給分からも徴収できるよう検討しております。

4点目の支払い督促制度。こちらのほうは、民事訴訟法に基づき簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行う予定でございます、予算上は3件程度を見込んでおります。

5番目の未収金の徴収の一元化。こちらのほうは、行政経営改革実施計画で市税とあわせて、保育料や給食費、水道料金などの未収金徴収体制を強化するため、プロジェクトチームを設置して未収金徴収の一元化を検討するという事で、給食費につきましても、進めていきたいと考えております。

4点目の課題でございますが、こちらはご存じのとおり、施設、設備の老朽化が進んでおまして、屋根の老朽化を初め、ボイラー及び蒸気配管、調理設備・器具類及び食器洗浄機の老朽化について、定期的に点検を実施していくということと、日々の始業点検を強化して、早期発見と早期処置による対応をさせていただき予定でございます。

30年度の運営方針につきましては、以上でございます。

委員長

ただいまの平成30年度の運営方針につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

4ページにありました冬季はノロウイルス検査を実施予定とあるのですが、具体的にはどんなように行われるものでしょうか。

事務局

ノロウイルスが流行すると言われている10月から3月までの期間、検便検査により検査することになります。今までは細菌検査ということで、検便を月2回実施してい

	<p>るところなのですが、それに加えてノロ専用の検査がございまして、それを検便によって実施していく予定です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。実際に調理される方々ですよ、携わる方が対象ですよ。</p>
事務局	<p>はい。こちらは、市の予算なものですから、給食に従事する栄養士や私ども職員分も検査してございます。それで調理員への実施については、調理が業務委託しております業者に申し入れをして実施をお願いしているところでございます。全てが実施できるかというのは、業者の予算の関係もあるのですが、できるだけ協力をお願いしますということで申し入れをしております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>ほかにありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、続きまして、議題（２）白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>私のほうから説明させていただきます。7ページをご覧ください。</p> <p>白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定についてです。</p> <p>食物アレルギーにつきましては、様々あるアレルギー疾患の中でも学校生活においては、給食のほかにも食材を扱う機会も多いことから、学校管理下で事故が起こる恐れが多い疾患であると捉えています。</p> <p>市では、平成31年度から新たな学校給食センターが稼働し、あわせて食物アレルギー除去室を整備することから、新センターにおいては、安全なアレルギー除去食の提供が可能となります。</p> <p>一方、自校方式の桜台小学校では、食物アレルギー除去室が整備されていないことから、安全性の確保が難しい中、現在は桜台小学校の栄養士が中心となって可能な限りの対応をしているところで、今後はやはり食物アレルギー除去室が整備されていない桜台中学校でも対応が迫られます。</p> <p>このようなことから、教育委員会では、食物アレルギー対応の基本方針を作成したいと考え、委員の皆様の見解をいただきたく提案いたします。</p> <p>なお、本日お示しする基本方針案ですが、この作成に当たっては、給食業務に携わる栄養士や各学校の養護教諭、また千葉県食物アレルギー対応の手引きなどの作成に係わった指導主事などで構成します「食物アレルギー対応検討会」を立ち上げて検討をまいりました。その後、校長会や養護教諭部会から意見をいただきながら修正したものを本日、案として提案しております。</p> <p>それでは、内容について説明したいと思います。</p> <p>学校生活における食物アレルギー対応につきましては、次のとおり基本方針と手引きを作成し、取り組んでまいりたいと考えています。</p>

まず1としまして、食物アレルギー対応の基本方針を平成29年度作成し、30年度から運用してまいりたいと思います。これは、教育委員会としての食物アレルギー対応の基本方針とするもので、内容は、食物アレルギー対応の原則や対象児童など、記載のとおり事項を定めたもので、詳しい内容についてはこの後説明いたします。

2としましては、学校給食における食物アレルギー対応手引きの作成です。こちらは平成30年度に作成し、31年度から運用していきたいと考えております。

具体的には、新たな共同調理場や桜台小中学校調理場において提供するアレルギー対応食の具体的な提供方法に関する手引きとするもので、アレルギー対応を行う児童生徒の決定の手順や調理の内容、配送、配膳方法などについて手引きにまとめていきたいと考えております。

他市でも同様のものを作成しておりまして、本委員さんにつきましては八千代市に視察に行っていた際に、八千代市の手引きをご覧になっているかと思っております。本市においても同様のものを作成したいと考えています。

それでは、白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針についてご説明いたします。8ページをごらんください。

これは、教育委員会の基本方針とするものです。

はじめに、現在の状況などを踏まえて、白井市の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針を定め、取り組むとしております。

次に、具体的内容ですが、まず1番としまして、食物アレルギー対応の原則です。食物アレルギー対応の原則としては、やはり児童生徒の安全を最優先にということとしております。食物アレルギーが原因で事故が起こりますと、死に至ることもあり、記憶に新しいところでは、平成24年に調布市で5年生の女兒が、学校給食の誤食で死亡したという大変不幸な事故が起きております。二度とこのようなことを起こしてはならないことから、何よりも安全を最優先に考え、食物アレルギーに対する対応の原則として1番に記載させていただきました。

2としましては、対象児童生徒です。食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒としております。ただし、医師の診断があることを原則としております。当初、校長会、養護教諭部会などに説明した際には、食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒で、希望する者としておりました。また、なおかつ、医師の診断書を必須として考えて、事務局としては提案したところ、校長会や養護教諭部会から、仮に希望しない保護者がいた場合や医師の診断書をとってこない家庭があった場合は、対象にしないのかというようなご意見がありまして、家庭の事情によってはそのようなことも想定できるのかなということで、修正させていただきました。仮に保護者が希望しない場合でも、学校としては食物アレルギーがあれば対応せざるを得ないのだろうということで、希望する者ということは除きまして、なおかつ、医師の診断書は原則ということで、基本的にはとってきていただきたいということが大前提なのですけれども、家庭の事情で、例えばネグレクトとか、そういうことであった場合に、学校は知りませんよということにはできませんので、修正させていただきました。

3の保護者及び学校の役割についてです。

アレルギー対応を行うには、保護者、学校ともお互いに連携、協力し、情報を共有することが必要だと考えております。

(1)の保護者の役割にある学校生活管理指導表は、12ページ、13ページにあります。これを保護者に出していただくこととなります。これは千葉県が様式を定めておりまして、裏面は学年進行した際に、毎年医師の診断を受けていただくということとなります。学校生活管理指導表は、医師により作成されることから、この様式を提出いただければ、基本は医師の診断をいただいたものということとなります。

また、学校の役割では、学校生活管理指導表に基づき保護者と協議するとともに、管理職を中心に、校内食物アレルギー対応委員会を設け、組織的に対応できるようにすることや、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを作成するなどとしております。

次に、4の学校給食についてです。白井市では、現在の給食センターと新たな給食センター、それと桜台小中学校の調理場がありますけれども、それぞれ対応できる能力が異なっていますので、それぞれの施設や環境、設備、児童生徒の状況を踏まえ、保護者と協議し、児童生徒の安全が確保されることが確認できた場合は、次の食物アレルギー対応食提供レベル表で示すレベルで決定するとしています。

この対応レベルは、国が基本的に示しているものです。大きく4段階に分かれております。

現在の学校給食共同調理場では、アレルギー対応食の提供が不可能であることや、新たな新センターにおいても、アレルギー対応食の提供準備が整うまでの平成31年8月までは、対応はレベル1及びレベル2としています。新センターにおいては、学級担任が決まる4月以降に順次学級担任を交えて保護者と面談などを行い、対象児童生徒が決定しましたら、調理や配送、配膳のトレーニングを行い、センターの提供開始体制と学校の受け入れ態勢が確立できる31年9月以降に、レベル3、つまり除去食の提供をする予定としております。ただし、レベル3の除去食は卵と乳の除去食、1献立からスタートしていきたいと考えています。

桜台小中学校の調理場ではレベル1またはレベル2の対応を基本とし、調理施設及び調理設備並びに献立によりレベル3の対応を実施するとしています。ただし、桜台小中の調理場につきましては、本来はアレルギー除去室がありませんので、あくまでも栄養士さんに頑張ってもらって、スペースを見つけてもらってやっているというような実情でございます。そういう縛りがありますので、除去食品は卵ということで考えております。

レベル4、これは代替食ですが、現時点では新旧の共同調理場、また桜台小中とも対応が困難なことから実施しないとしています。また、医師の診断がない児童生徒及び児童生徒の安全が確保されない場合は、レベル3、つまり除去食も実施しないとしています。アレルギー対応食の提供については、児童生徒の状況をよく把握し、また保護者と協議しながらレベルを決定することとなります。その際、本当に危険な児童生徒には除去食を提供しないということも考えられますし、逆に安易に希望されることによって対応能力を超えてしまい、真に必要な児童生徒に提供することができないような状況が発生しますと困りますので、学校給食の除去食を希望する場合は、医師

の診断は必須としております。

先ほどの学校全体の取り組みと、給食の取り組みの医師の診断書の扱いが若干違ってくることがあります。

また、なお書き以降に、乳について記載しておりますが、牛乳につきましては記載のとおり、体質などにより飲めない児童生徒もおりますので、こちらは保護者と協議して停止することを定めております。

最後に、5の学校給食以外の対応についてです。学校生活においては、学校給食以外にも校外学習や家庭科の調理実習において食物に触れる機会が多くございますので、学校管理生活指導表（アレルギー疾患用）をもとに学校と保護者、関係施設や関係者等と情報交換を図り、十分な協議を行うように努めることや、食物アレルギーに関する研修などを行うこととしております。

最後に、今後のスケジュールですが、本日配布したスケジュールをご覧ください。今、説明した方針につきましては、本日、委員の皆様からのご意見をいただければ必要な修正を加えて、3月の教育委員会議に諮って決定し、30年4月以降、速やかに対応していきたいと考えております。

また、もう一つのアレルギー対応の手引きにつきましては、この方針が決定しましたら、この方針に沿って、栄養士、養護教諭、指導主事等で構成しますアレルギー対応検討会において4月より検討を開始し、また新たな調理場の調理を請け負う調理業者とも調整しまして、教育委員会議ほか、本委員会などに意見を伺いながら平成31年度から手引きによる対応ができるよう、また新センターにおいては31年9月よりアレルギー対応食を開始できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長

ただいま説明がございました食物アレルギー対応の基本方針等の作成について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

私のほうからよろしいでしょうか。

学校生活管理指導表なのですが、これは医師が記入して出してもらおうということなのですが、非常にわかりやすいのですが、裏面の追加記載欄、これも医師としては、変更事項を書くだけなので非常にありがたいのですが、ただ、これを学校側での管理ですよね、学校側が即座に何かアレルギー症状が生じた場合に対応する際として、「学校生活管理指導表」の表面を見て、裏面を見てとかいったら間に合わないし、紛らわしいので、学校側ではちゃんと即座に対応できる表みたいなのって作成できるのですか。また、現在はどうされていますか。変更があった場合等も含めて、教えていただきたいのですが。

委員

対応が必要な児童のいるクラスには専用の冊子（個別食物アレルギー緊急対応マニュアル）を設置し、何のアレルギーがあり、その症状の場合はエピペンが必要等といった内容を書いています。これは、担任だけではなく補助で入る先生もいるので、年度当初に食物アレルギー対応研修会を行い、全職員がどのお子さんに何のアレルギーがあるかということを通理解し、また重症度の高いお子さんについては、ひとりひ

	<p>とり個別冊子をテレビ脇のところに置いておくというように校内で決めてあります。アレルギー症状が起こったときには、テレビの横のその冊子、その子の名前が書いてあるものをもって、それを見ながら対応するというようにしております。研修会でも実際に起こったときには、連絡係等どのように役割分担をするのか、また対応する際、担任はその子から離れないようにしています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。素晴らしい対応だと思うのですが、大体このクオリティーというのは、どこの学校でも保たれているという感じになるのですか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、話がありましたように、一番初めの職員会議、4月5月の職員会議が中心ですが、全職員で共有していますし、今のクオリティーとともに、子どもの具合によっては、例えば、ランドセルのここにエピペンが入っているのだというようなことが決まっている場合には、ほかの職員が補助教員で入るような場合、担任の先生がお休みだったり、そういう場合にも対応できるように、どこどこに入っているって目印がついているような、その学校ごとに工夫を加えて、その子供の状況に沿った形でということになりますね。特に命に係わるような重篤なアナフィラキシーショックにつながるようなお子さんについては、限定してそういった対応をしている状況もあわせてあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>では現状としては、基本方針として改めてこちらからこういうのでお願いしたいわなくても、個別にここまでは絶対やってくださいと指定しなくても、担保されているという状況ですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘のとおりです。基本方針にあることというのは、現状、学校でやっていることはほぼ網羅されているのではないかなと。ただ意識統一としてしっかり出しておこうということがあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。 ほかにご意見、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、予定されておりました議題が全て終了となりました。 慎重なご審議ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>鳥海委員長、ありがとうございました。また参加いただきました委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>次回の会議は、6月13日か20日の水曜日、午後を予定しております。 以上で会議を終了いたします。</p>